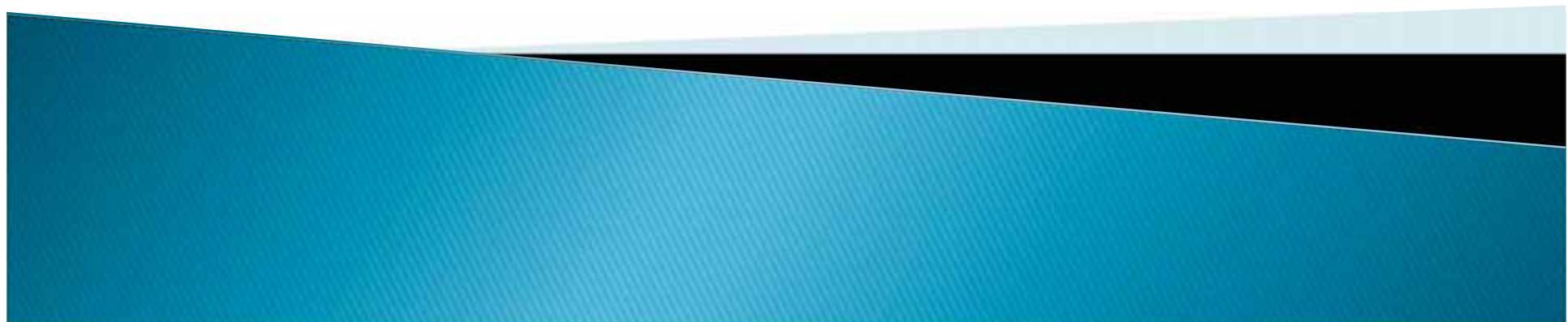


広域的運営推進機関の発足に向けた 検討会の活動状況

平成25年10月21日

「広域的運営推進機関の発足に向けた検討会」事務局



「広域的運営推進機関の発足に向けた検討会」

【広域的運営推進機関の目的】

電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進めるとともに、全国大で平常時・緊急時の需給調整機能を強化するため、「広域的運営推進機関」を創設する。

総合資源エネルギー調査会総合部会 第2回会合(平成25年4月23日開催) 資料6-2 P13より引用



- ▶ 本年8月、この目的の達成に賛同する広域的運営推進機関(以下、広域機関)の会員予定企業や関連団体の有志が参集し本検討会を立ち上げ
- ▶ 広域機関発足に向けた実務的課題などの検討に着手

参加企業等の構成、会合実績

参加企業等の構成

<参加企業> **26社・団体** (平成25年10月21日現在)

□ **一般電気事業者 3社**

東北電力(株)、中部電力(株)、関西電力(株)

□ **卸電気事業者 1社**

電源開発(株)

□ **特定電気事業者 1社**

住友共同電力(株)

□ **特定規模電気事業者 9社**

(株)F-Power、エナリス(株)、(株)エネット、
サミットエナジー(株)、JX日鉱日石エネルギー(株)、
昭和シェル石油(株)、日本アルファ電力(株)、丸紅(株) 他

□ **発電設備設置者 5社**

SBエナジー(株)、(株)NTTファシリティーズ、
大阪ガス(株)、東京ガス(株)、日本風力開発(株)

□ **その他業界団体等 5法人・団体**

日本風力発電協会、太陽光発電協会、
電気事業連合会、電力系統利用協議会 他

※電気事業者は現行の電気事業法の記載順で記載

<事務局>

(株)エネット、電気事業連合会、
電源開発(株)、日本アルファ電力(株)

会合実績

8/27 第1回全体集会(キックオフ)

9/6 第2回全体集会(推進体制)

9/13 第1回運営会議 (推進体制)

9/19 第2回運営会議 (発起人)

9/26 第3回運営会議 (準会員、連系線)

10/3 第4回運営会議 (連系線、拠点選定)

10/8 第1回拠点関係作業会

10/10 第3回全体集会、第5回運営会議(連系線他)

10/17 第6回運営会議 (ガバナンス他)

検討会運営体制イメージ

【全体集会】 (月1回程度)

- ・ 全体意見集約、方針確認

【運営会議】 (週1~2回)

- ・ 個別課題の討議、細部検討
- ・ 全体集会への提示

検討項目

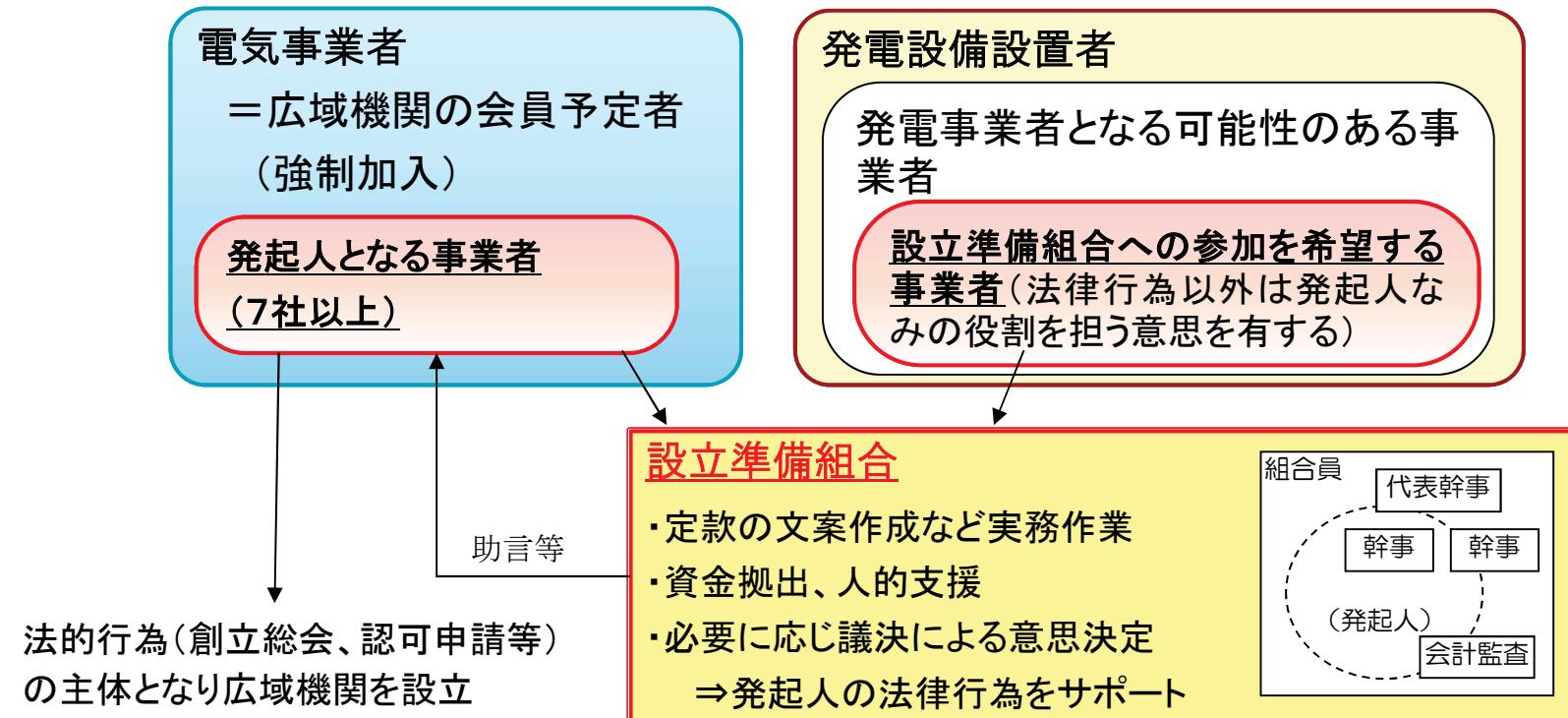
組織体制関係		業務・システム関係	
創立手続	<ul style="list-style-type: none"> ・発起人(法人)の決定 ・社名、ロゴ等 ・総会、認可申請手続 		
拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点選定、契約、入居手続 ・システム発注 	システム仕様 ・業務規程に 関わるルール	<ul style="list-style-type: none"> ・連系線利用 ・周波数広域調整(再エネ拡大) ・連系線運用容量等の考え方 ・系統情報公表 ・作業停止調整
基金・会費	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費用、創立準備資金 ・会費、サービス利用料 		
組織・ ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・総会運営(議長、議決権配分等) ・理事会運営、決議ルール ・組織構造・職制 ・事務局職員(要員規模、要員確保) ・人事制度、報酬・給与 ・経理、購買業務 	その他 業務規程に 関わるルール	<ul style="list-style-type: none"> ・需要想定 ・供給計画とりまとめ ・予備力管理 ・供給信頼度評価 ・流通設備増強計画 ・需給逼迫時対応 ・系統アクセス業務
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・認証、免許(裁判外紛争処理、通信等) ・ライセンス導入までの過渡的な措置 (発電設備設置者の参画) 		

これまでの主な検討内容①

＜発起人と設立準備組合＞

- ▶ 全ての発起人と参加を希望する発電設備設置者(卸事業者、再エネ事業者、自家発設置者等)からなる「**設立準備組合**」を年明けを目途に立ち上げ、実質的な設立準備を実施していくことを検討

【イメージ】

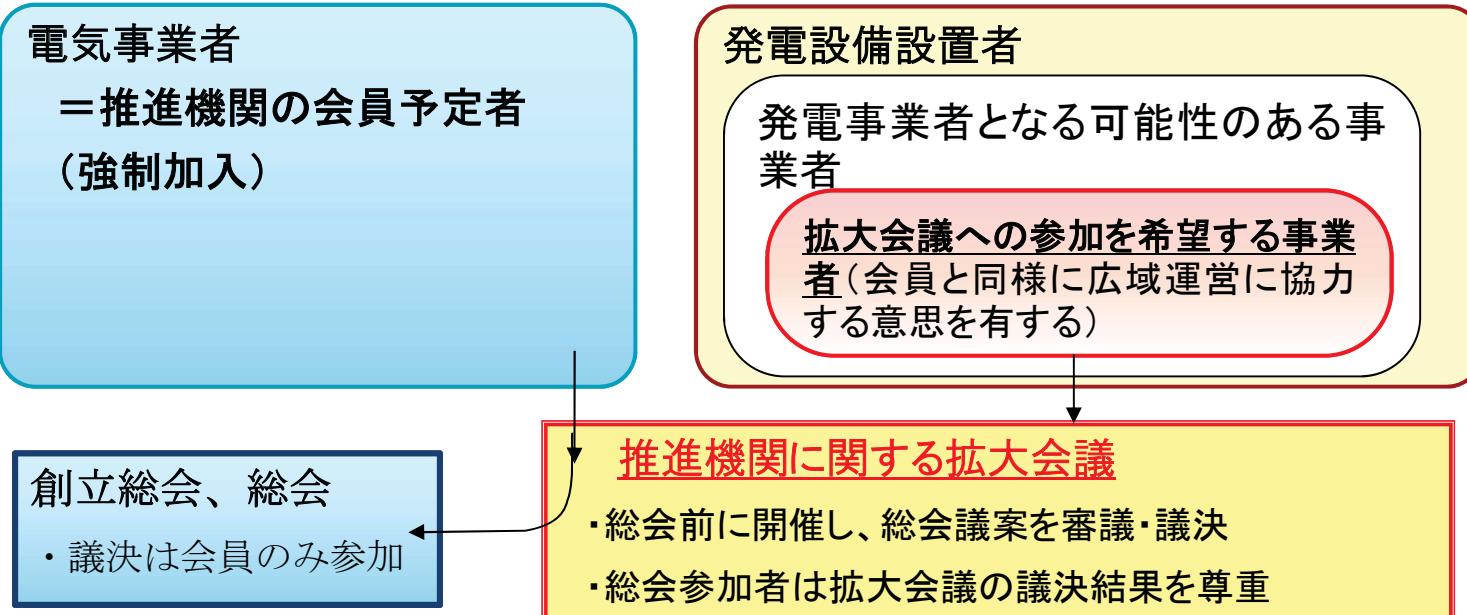


これまでの主な検討内容②

＜広域機関発足当初の発電設備設置者の参画＞

- ▶ 広域機関発足当初は非会員である発電設備設置者も系統利用者の立場から機関の運営に関与できるよう、法定の総会とは別の枠組みで審議を行う「**推進機関に関する拡大会議**」の設置を検討

【イメージ】



・発電事業者とならない発電設備設置者の位置付け(総会、理事会等に出席し発言を可能とする等)については、更に検討を進める

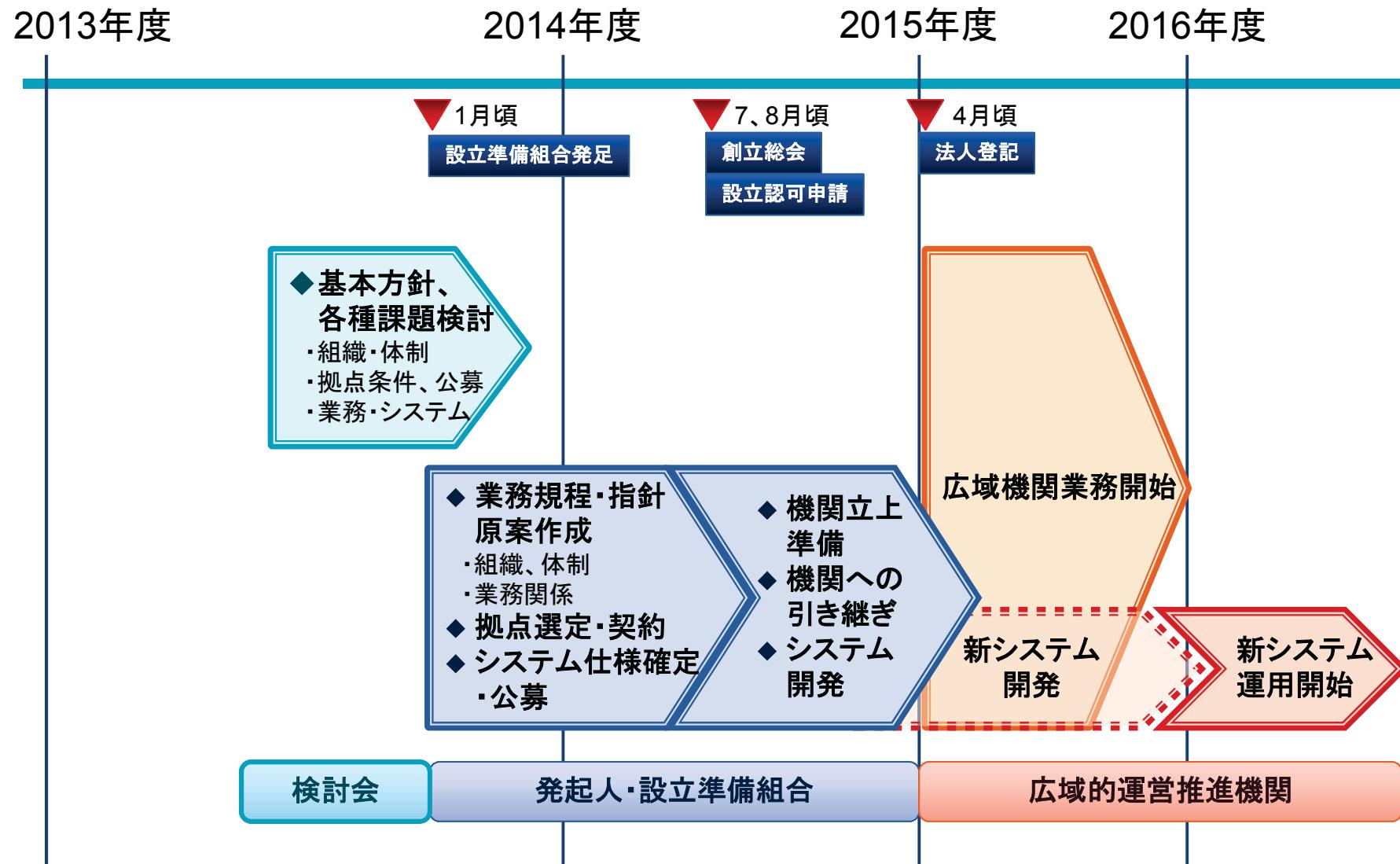
これまでの主な検討内容③

＜広域機関の拠点候補地の調査について＞

- ▶ 広域機関の入居場所選定に当たっては、選定プロセスの透明性、公平性を確保するため、制度設計WGでのご議論を踏まえた拠点要件や評価項目を公表し、広く候補地の情報を公募する方針（最終的には設立準備組合にて選定・契約）
- ▶ 当検討会のWebサイト（以下アドレス）を近く開設し、建物・通信面での業務継続性や外部からの遮断性などの備えるべき要件および連絡先等の情報を掲載予定（現在準備中）

Webサイトアドレス <http://www.koiki-kentoukai.jp/>
物件情報募集期間（予定） 平成25年10月下旬～11月末日

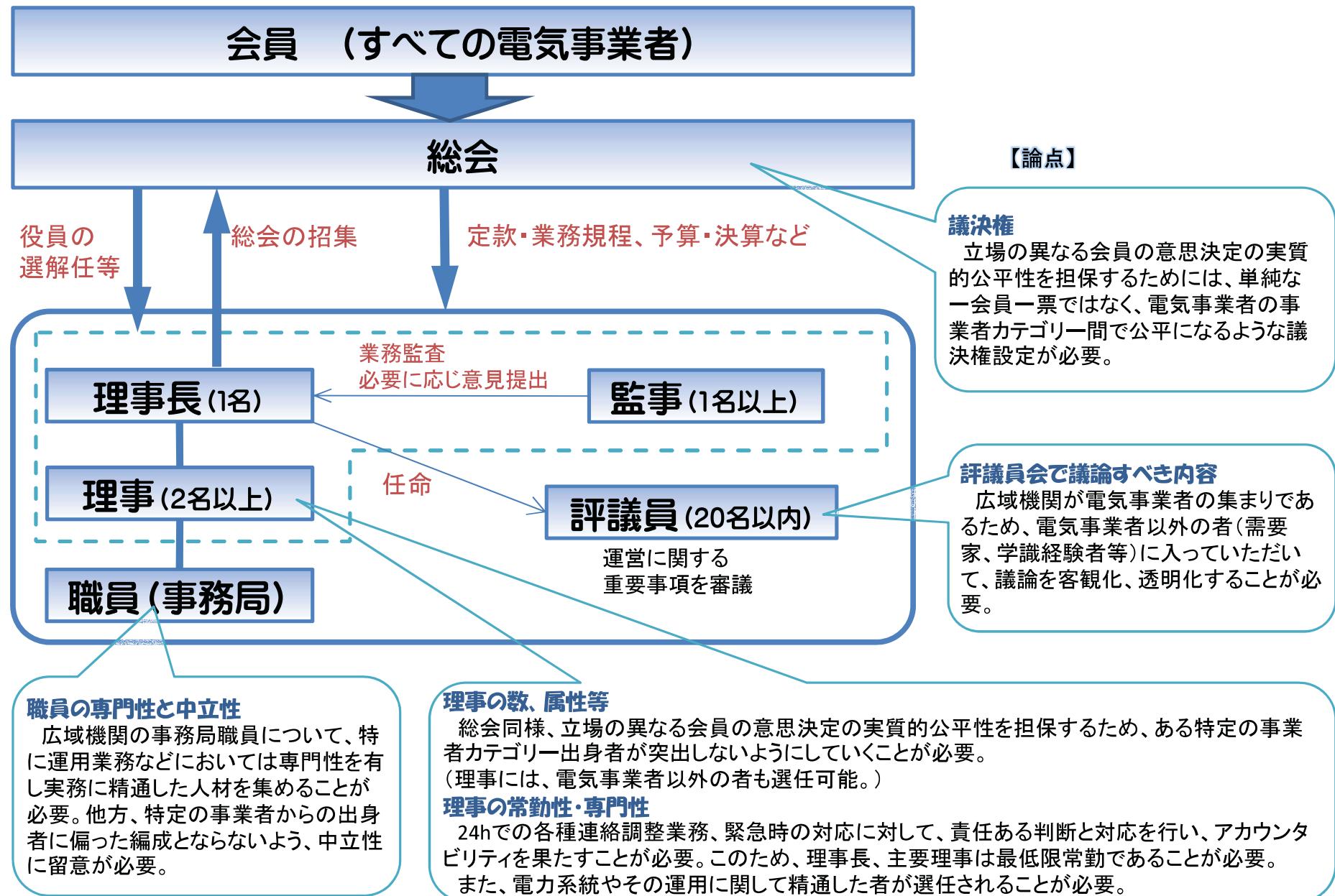
概略スケジュール



参考

平成25年8月2日 第1回制度設計WG資料より





総会等での決議事項、開催頻度

39

【総会での決議事項】

総会の役割は、会員すべてで組織の「かたち」や基本的な業務運営方法などについて決めていくことが想定される。このため、以下の事項については、総会の決議を経るものと考えていいことはどうか。

- 定款の変更
- 予算の決定又は変更、決算
- 業務規程の変更
- 役員の選解任
- 会費に関する事項(→ 対象とする場合には、定款において記載が必要。)
- 事業計画及び事業報告書(→ 対象とする場合には、定款において記載が必要。)

【開催頻度のイメージ】

通常総会については、年1回(決算が整うタイミング)

次年度の計画・予算の決定等のために年度末にも開催。

(アドホックに決議すべき事項が発生した場合には、上記に加えて都度開催。)

【理事会での決議事項】

広域機関において、定款、業務規程により定められている組織運営を迅速に行っていくため、役員が一堂に会する理事会を組織することは有効。このため、機関における日常的な意思決定機関としての理事会を開催していくことが適切。

- 総会に諮るべき事項
- 日常的な業務執行に関する判断(電気事業者に対する指示、指導・勧告、電気事業者からの報告や資料提出の受理等も含む。)
- 送配電等業務指針の策定、改定
- 事業計画及び事業報告書のとりまとめ
- 各電気事業者から受け取った供給計画のとりまとめ、検討、国への意見具申内容の決定
- 理事会の下で特定の論点に関する専門的な意見集約等を目的とした委員会を設置する場合には、当該設置及び改廃に関する判断、委員長及び委員の任命等

【開催頻度のイメージ】

新組織において判断(他の類例も参考にすれば、月1回程度か)

【参照条文】

(役員の選任、任期及び解任)

第28条の23 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

(総会の招集)

第28条の31 理事長は定款で定めるところにより、毎事業年度1回総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認める時は、臨時総会を招集することができる。

(総会の決議事項)

第28条の33 この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

— 定款の変更

二 予算の決定又は変更

三 業務規程の変更

四 決算

五 前各号に掲げるもののほか、定款で定める事項

(臨時総会)

第28条の36 総会員の五分の一から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、理事長は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

【法律上の位置づけ】

広域機関制度は、すべての電気事業者に対して加入義務を課すことにより、電気事業者の参画は担保。他方、卸供給事業者、再エネ事業者、自家発設置者等(以下、発電設備設置者)については、電気事業者でないがゆえに、制度上、機関の会員に位置づけられない。

【発電設備設置者の方々の関与の在り方】

小売参入の自由化を進める段階で、現行の一般電気事業制度を見直すこととなるが、この段階で、一定の要件を満たす発電設備設置者については、発電事業者に位置づける方向を検討。

しかるに、それまでの間についても、実質的に、機関の業務運営に対して、必要な参画を可能としていくことを運営上担保していくことが必要ではないか。

(具体的な参画の在り方(例))

○ 準会員的に位置づけ、法律上の議決権はないものの、総会、理事会等に出席し発言等を可能とする。

(定款、業務規程等において、所要の担保が必要であるが、実質的には会員に近い対応が可能。)

【参照条文】

(会員の資格等)

第28条の10 推進機関の会員の資格を有する者は、電気事業者に限る。

2 推進機関は、会員の資格を有する者の加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付してはならない。

(加入義務等)

第28条の11 電気事業者は、推進機関にその会員として加入しなければならない。

2 第3条第1項の許可を受けて電気事業(特定規模電気事業を除く。)を営もうとする者は、その許可の申請又は届出に先立つて、推進機関に加入する手続きをとらなければならない。

3 前項の規定により推進機関に加入する手続きをとつた者は、同項の許可を受けた時又は同項の届出が受理された時に、推進機関の会員となる。

4 電気事業者は、推進機関に加入した場合には、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(脱退等)

第28条の12 会員(特定規模電気事業者である会員を除く。)は、第15条第1項から第4項までの規定による第3条第1項の許可の取消しにより、当然、推進機関を脱退する。

2 会員は、次に掲げる場合を除き、推進機関を脱退することができない。

一 第15条第1項から第4項までの規定により第3条第1項の許可が取り消された場合

二 第14条第1項の許可(電気事業(特定規模電気事業を除く。)の全部の廃止に係るものに限る。)を受ける場合

三 第16条の2第3項の届出をする場合

四 その他経済産業省令で定める場合

業務規程記載事項としては、例えば、以下の事項を想定。

【業務運営の基本となる事項】

- ①業務運営の基本の方針に関する事項
- ②組織運営等の体制に関する事項
(事務局体制、労務管理等について記載。定款において、法律に追加して委員会等の会議を置く場合には、当該会議に関する事項も記載することが必要ではないか。)
- ③業務運営の透明性(公開原則)に関する事項
(理事会、評議員会、或いは機関において個別課題に対応して設置される委員会等会議体の議事については、原則公表することとし、その具体的な手法等について記載)
- ④職員の行動規範 ※役員の行動規範については定款に記載
- ⑤職員の処分に関する事項
※会員及び役員の処分については定款に記載
- ⑥帳簿、書類、事業者等から收受する情報の管理に関する事項
(情報漏えい、盜用等を防ぐための具体的な手法等について記載)
- ⑦広報に関する事項

【各種業務の実施に係る具体的な手法に関する事項】

以下のような広域機関が行う業務に関する具体的な内容及びその運営方法(会員に対する指導、勧告の手続きなども含む。)について明らかにしておくことが必要ではないか。

- ①計画業務
 - 需要想定
 - 需給計画・系統計画のとりまとめ(1年～10年程度先)
 - 予備力・供給信頼度評価
 - 広域連系系統の送電インフラ増強の評価と設備形成計画
- ②運用業務
 - a) 平常時
 - 給電計画(1年以内:月間、週間、翌日、1時間前等)の策定に必要な送電設備や電源の作業停止計画の調整等の実施
 - 広域連系系統の潮流等の管理と必要な調整
 - b) 緊急時
 - 電力需給が悪化し、又はそのおそれがある場合の需給状況改善のための会員に対する指示(電源焚き増し、予備力開放、融通)及び当該指示の手順
- ③系統アクセス業務
- ④系統情報の公表
- ⑤市場運営業務(P)
- ⑥電気供給事業者に対する指導、勧告、電気供給事業者からの苦情処理、紛争解決
- ⑦その他、設置目的を達成するために必要な調査・統計、渉外業務

【定款記載事項と業務規程記載事項との関係】

定款においては、改正電事法第28条の18に規定する事項について、その設置、機能・権限、範囲等の基本的な事項を規定。他方、業務規程においては、業務の運営に当たっての具体的な手法・手続き等について規定。

【送配電等業務指針との関係】

設備形成、系統アクセス、需給計画、系統運用、情報公開等の個別業務に関するサブスタンシャルなルールについては、別途機関において送配電等業務指針において記載。業務規程においては、当該指針に基づいて行う業務の運営に関する手続き等について記載。

送配電等業務指針の記載事項としては、例えば、以下の事項を想定。

【送配電等業務指針に盛り込むべき事項】

(1) 流通設備形成(改正電事法第28条の45第1号関係)

①送配電設備の増強に対する考え方

電源開発や需要増に伴う場合、系統信頼度維持対策を行う場合、広域系統運用の拡大の観点から必要となる場合

※ 機関での議論の仕方については、業務規程に記載。

②送配電設備計画の策定手法

系統の構成や設備形成の基本的な考え方

(2) 系統アクセス(改正電事法第28条の45第2号関係)

①発電側、需要側のそれぞれについて、以下の事項を記載。

○アクセス検討の手続き、標準処理期間、回答に含まれるべき事項
○接続時の要件

発電設備側については、保安通信設備等の考え方、電圧変動対策、短絡容量対策、保護装置等を記載。需要側については、保護装置、高調波対策等について記載。

○工事費負担に関する考え方

○計画変更等に対する取扱い

※法律上は発電側についての規定となっているため、需要側については、右欄の省令記載事項として整理していく予定。)

②広域機関で取り扱う対象となる系統アクセス案件

その他必要となるルール(経済産業省令にて記載予定)

③需給計画・系統計画

①需要想定の策定手法

需要想定に関する基本的な考え方

②需給計画・系統計画の策定手法

広域的運営の観点から必要となる調整についての考え方

④中長期の供給力確保

①予備力管理・系統信頼度評価

長期の供給力確保の考え方、送配電事業者(系統運用者)が中長期的に調達する供給力の考え方

系統信頼度評価の考え方(信頼度評価に用いる潮流条件、事故・故障発生時における有効電力、周波数、電圧の維持すべき目標に関する考え方)

②電源入札の考え方(どういう段階で入札プロセスに入るかの基準など)

※ 実際の手続きについては、業務規程に記載。

※ 小売自由化の制度見直しに伴い業務追加予定

④系統運用

①系統運用に必要となる供給力の調達に関する考え方

②送配電設備の作業停止等に伴う調整の考え方

※ 広域連系系統に関する業務運営方法については、業務規程に記載。

③連系線等の運用容量の設定の考え方

④連系線運用

連系線の通告値運用の考え方(連絡ルート、連絡すべき項目、タイミング等)、広域での周波数調整についての考え方

⑤広域メソットオーダーの実現に向けた考え方

⑥混雑処理の方法

⑦需給ひつ迫時の調整、給電指令の方法

平常時、異常時の運用における給電指令、需給ひつ迫時における広域での応援指示の考え方、優先給電指令の発動基準及び考え方

⑤情報公開

①広域連系系統に関する情報公開の考え方

「系統情報の公表の考え方」(平成24年12月)は、必要条件。

②各送配電事業者のルールの公開の考え方

設置場所については、2000m²程度以上のスペースが必要。加えて、例えば、以下のような要件を満たすことが必要。

【設置場所に求められる要件】

(1) 業務継続性に関する要件

24h365日の業務運営が不可欠であり、自然災害等から被災しにくいことが必要。また、系統運用者、系統利用者との間で、特に、連系線等の潮流の常時管理・制御が可能となるよう、通信設備の信頼性が不可欠。

→ 要件1：建屋、場所等が自然災害等に対する頑強さを有し、電源の確保などの点において、業務継続性に不安がないこと

→→ 電源供給が多重化され常時の電力供給が確保できること

（非常用電源や複数回線の引込線などにより、電源供給が多重化されていること、非常用電源の水密性が確保されていること、商業ビルに入居する場合においても、ビル側の電気設備点検時等においても電力供給が停止しないことなど）

→→ 建屋については、耐震、防災対策が十分に施されていること

（新耐震基準を満たしていること、積載荷重（蓄電池等）上の要件を満たしていること、中央防災会議・自治体等の公的機関が想定する自然災害への防災対策が実施済みであること、サーバー設置箇所が地震動に対して影響を受けないこと（免震構造等））

→ 要件2：送配電事業者との通信など、現在の電力会社の中央給電指令所と同等の通信手段が常時確保できること

→→ マイクロ波無線回線又は光ケーブル（洞道）による複数ルートの通信回線の構築が可能であること

* 今後の業務追加の可能性（電源入札、市場運営）も考慮すると、スペースの拡張性があることが望ましい

(2) 早期の体制整備の必要性

広域的運営推進機関は、2年後を目途に業務を開始し、3年後を目途に新規システムを使った業務を開始予定。これらのタイミングに沿った業務実施体制を整備していくためには、上記要求に合致した既存施設（一般電気事業者等の施設）への入居、流用等を積極的に考えていくべき。

→ 要件3：早期の業務体制が確保されること（既存施設への入居・流用等）

(3) 外部からの遮断性

業務上の性格から、不特定多数が自由にアクセスできない環境が必要。

→ 要件4：特に、一般の商業ビル等に入居する場合には、出入り口のセキュリティが確保されていること

【ロケーションの考え方】

国との関係でも、各種の意思疎通が密であることが必要となること、会員たる電気事業者にあっても往訪しやすいよう、首都圏で、かつ交通の利便性についても重要な факторとして考えていくことが必要。（運用関連業務に関するバックアップ機能については、この限りではない。）

→ 要件5：アクセスのしやすい交通の利便性の高い場所であること（東京都中心部）

【留意事項】

機関の公共的性格にかんがみ、設置場所の選定に当たっては、透明性が確保されることが必要。

他方、当面は、契約主体となるべき者が存在していない状況の中で、電源、通信環境の整備等に必要な基礎工事的リードタイムを考慮すると、早めに設置場所の目星をつけておくことも必要であり、場合によっては公募入札に代わる手段についても工夫が必要。

大まかなスケジュール感

54

